



移住手続認定代行業者の利用にあたってのアドバイス

OMARAとは？

OMARA (Office of the Migration Agents Registration Authority) は移住手続の Department of Home Affairs (the Department) の一部局です。OMARA は適格な人々のみを移住手続認定代行業者として承認し、代行業者に対する苦情の調査を行う規制機関です。

移住手続代行業者の選定

- すべての移住手続認定代行業者は、固有の移住手続代行業者認定番号、すなわち MARN (*Migration Agents Registration Number*) を有しています。
- 代行業者が認定されているか否かは OMARA のウェブサイト上で MARN を検索すればわかります。
- いかなる人物も、たとえ移住手続認定代行業者であっても、あなたのビザ取得を保証することはできません。
- 適用免除でない限りは、OMARA に認定されていない人物が移住手続に関して助言することはオーストラリアでは違法です。適用が免除される人物のリストは用紙 956 に掲載されています。

移住手続代行業者を利用する際のアドバイスとヒント

代行業者の義務

- 代行業者をいったん引き受けたら、**消費者向けガイド (Consumer Guide)** の写しを利用者に渡す。同ガイドは OMARA のウェブサイトでも入手可能です。
- 料金を課す業務の内容を明記した **業務明細書 (Statement of Services)** を、利用者が料金の支払いを行う前に渡す。
- 利用者が文書の返却を求めたら、7日以内にこれに応じる。
- ビザ申請に関して利用者および the Department とのすべてのやり取りの記録を保管する。

利用者が心得ておくこと

- 旅券や出生証明書といった文書の原本を保持する。the Department が必要とする文書のほとんどは、認証コピーですみます。
- 代行業者との話し合いや指示の内容を書面で確認する。たとえ代行業者が用紙の記入を行っても、the Department に提出する情報の責任は利用者本人にあります。
- 代行業者に払う料金にはどの業務が含まれるのかを理解する。代行業者料金の平均額のリストは OMARA のウェブサイトに掲載されています。

移住手続代行業者に対する不安

- アドバイスが必要な際は OMARA に連絡してください。
- **苦情を提出してもあなたのビザ申請には影響しません。**
- 認定されていない人物が移住手続の補助を行っている場合は、電話 1800 009 623 の移民省まで通報して下さい。
- 代行業者の利用を止める場合には、用紙 956 のパート B と C に記入して the Department に知らせてください。
- **代行業者が認定されていることを確認できるサイト www.mara.gov.au**

Search for an agent

Search map

Location
eg. country, state, city, town, suburb, postcode

Agent
eg. agent's family name or MARN

Search

More search options Clear

詳しい情報

Office of the Migration Agents Registration Authority:
www.mara.gov.au または
電話: 1300 226 272

Department of Home Affairs:
www.homeaffairs.gov.au または
電話: 131 881

翻訳通訳サービス(TIS)の通訳を利用するには 131 450 にお電話ください。